

大洲市在宅支援センター ひまわり 料金表

＊代行申請・ケアプラン作成・相談等の自己費用は一切ありません。
全額を介護保険が負担します。

《参考》 要介護認定を受け、サービス利用を行う場合の支給限度額

要介護状態区分	支給限度額（円）
要支援1	5,032単位（約50,320円）
要支援2	10,531単位（約105,310円）
要介護1	16,765単位（約167,650円）
要介護2	19,705単位（約197,050円）
要介護3	27,048単位（約270,480円）
要介護4	30,938単位（約309,380円）
要介護5	36,217単位（約362,170円）

○ 入院時情報連携加算

入院時に、病院等と利用者に関する情報共有等を行った場合（利用者1人につき1回を限度）

入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,000 円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1,000 円

※算定要件

①入院時情報連携加算（Ⅰ）

利用者が病院又は診療所に入院してから三日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

②入院時情報連携加算（Ⅱ）

利用者が病院又は診療所に入院してから四日以上七日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

○ 退院・退所加算

退院・退所時に、病院等と利用者に関する情報共有等を行った場合（入院期間中につき1回を限度）

退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500 円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000 円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000 円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500 円
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000 円

※算定要件

- ①退院・退所加算(Ⅰ)イ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること。
- ②退院・退所加算(Ⅰ)ロ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けていること。
- 退院・退所加算(Ⅱ)イ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けていること。
- ③退院・退所加算(Ⅱ)ロ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスによること。
- ④退院・退所加算(Ⅲ) 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスによること。

○ ターミナルケアマネジメント加算

ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円
-----------------	---------

※算定要件

在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合は、1月につき所定単位数を加算する

○ 小規模居宅介護事業所連携加算

小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000 円
--------------------	---------

※算定要件

居宅介護支援を受けていた利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に、居宅介護支援事業者が有する利用者の必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供した場合

○ 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000 円
----------------------	---------

※算定要件

居宅介護支援を受けていた利用者が居宅サービスから看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の利用へと移行する際に、居宅介護支援事業者が有する利用者の必要な情報を看護小規模多機能型居宅介護事業所に提供した場合

○ 緊急時等居宅カンファレンス加算

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円
-----------------	---------

※算定要件

病院又は診療所の求めにより、当該病院、診療所の職員と一緒に利用者の自宅を訪問しカンファレンスを行い居宅サービス等の利用調整を行った場合

○ 初回加算

初回加算	3,000 円
------	---------

※算定要件

新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の二段階以上の変更を受けた場合